

第1307回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開催日 令和6年8月27日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第32号 令和7年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第3 市教委第33号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

報告 ○第502回高知市議会臨時会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての
教育長専決処分の報告について

○令和6年7月市議会臨時会質疑概要について

○令和6年度全国学力・学習状況調査結果について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	川 元 雅 一
	学校教育課学力向上指導監	岩 城 多加仁
	教育政策課長補佐	神 岡 純 子
	教育政策課総務担当係長	西 野 友 庸
	学校教育課人事班長	岡 崎 大 幸
	学校教育課指導主事	森 岡 亮
	学校教育課指導主事	渡 邊 拓 哉
	学校教育課指導主事	久 保 智 司
	教育政策課主査	四 國 真 衣

1 令和6年8月27日（火） 午後1時30分～午後3時（たかじょう庁舎3階会議室）

2 議事内容

開会 午後1時30分

松下教育長

ただいまから、第1307回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員，お願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

本日は議案が2件，報告事項が3件となっています。

それでは，議案審査に移ります。

日程第2 市教委第32号 「令和7年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。

審議に入る前に一つお断りを申し上げます。森田委員におかれましては，中学・高校家庭科の教科書について執筆や監修に携わっておられる関係で，家庭科分野の教科書採択に係る審議につきましては加わっていただくことができません。したがって，家庭科分野の教科書採択につきまして審議が始まります前に森田委員は一旦御退席いただくこととなります。審議が終わりましたら，改めましてお席に戻っていただくこととしたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

それでは家庭科以外の教科に係る教科書採択について事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第32号「令和7年度使用高等学校用教科書の採択について」御説明いたします。本市においての高等学校とは高知商業高等学校のこととなります。資料といたしまして，お手元の「令和7年度使用高等学校用教科書採択」の資料を基に説明いたします。それではまず，家庭科以外の教科書採択について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。「高知市立高等学校教科書採択の流れ」を示しています。1として，高等学校で使用する教科書の採択方法は，小・中学校における採択方法とは異なり，教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく，高等学校は有償（個人負担）となっております。

学校の実態に則して高等学校が採択委員会を組織し，教科書の発行者から送られてきます見本本を基に，各教科担当者で意見を集約し，選定理由書を作成いたします。

2として，学校が作成した選定理由書を基に，教育委員会事務局学校教育課が採択案を作成します。令和7年度新たに使用する教科書は，全日制で教科書を変更するものが2点ございます。新学習指導要領への移行に伴う新設科目が定時制で8科目ございます。詳しくは2ページ以降で説明いたします。

3として，高知商業高等学校の選定を経て，教育委員会事務局が作成した採択案を教育委員会の職務権限として教育委員会で審議，採択していただくこととなります。

次に，「令和7年度使用高等学校教科書（案）」をお示ししています。2ページから3ページは全日制の課程，4ページが定時制の課程となります。令和7年度新たに使用を予定しております教科書は網かけでお示ししております。この案は，6ページから7ページにあります教育課程表を基に履修する科目に応じた教科書を採択案としてお示ししております。8ページから使用教科書選定理由

一覧となります。左の変更の欄につきましては、※印は新設科目、○印は教科書を変更するものとなっております。印のないものは本年度と同じ教科書を使用しますので説明を割愛いたします。

採択の視点につきましては、学習指導要領（平成30年度文部科学省告示）に基づいて編集された教科書の中から生徒の現状に合わせ、学科・学年・各コースの目標に沿っているかということに基づいております。それでは、全日制の課程から、令和7年度、変更を予定しております2冊について、説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。40番「英語コミュニケーションⅠ」東京書籍でございます。「英語コミュニケーションⅠ」につきましては、昨年度まで「三省堂」の教科書を使用しておりましたが、「東京書籍」の教科書に変更するものです。選定理由を御説明いたします。題材がSDGsに対応しており、社会とのつながりが意識された題材を取り上げています。構成は、見開きで一つのパートとなっており、理解を深めやすい構成となっています。4技能5領域のバランスがよく、各領域のゴールが示されており、生徒自身が各レッスンでのゴールを理解しやすくなっています。英語を使って、自分の言葉で本文の内容を説明し、自らの意見や事実、情報を発信する力を身につけることができます。以上の理由から今回教科書を変更するものです。

42番「英語コミュニケーションⅡ」東京書籍でございます。「英語コミュニケーションⅡ」につきましては、昨年度まで「三省堂」の教科書を使用しておりましたが、「東京書籍」の教科書に変更するものです。選定理由を御説明いたします。日常的な話題やSDGsに対応した社会的な話題と、ローカルからグローバルまで多様な題材が扱われているので生徒の興味を喚起できます。1年次の復習から英語コミュニケーションⅡの文法事項へと体系的な文法配列となっています。Guess→Read→Listen→Speak and Writeという流れで、目的を持って繰り返し本文に取り組み、内容理解が深まる構成になっています。また、生徒が英語での発信力を身に付けられる活動も盛り込まれており、本文の音声教科書のQRコードで読み取り、自宅でも音読やリスニング練習に取り組むことができます。以上の理由から、今回教科書を変更するものです。

続いて、16ページを御覧ください。定時制の課程となります。

先ほども申しましたが、学習指導要領の移行に伴い4年生については、令和7年度に新設される科目で使用を予定しております8冊について、説明をさせていただきます。

7番「歴史探究」山川は、全体を時系列で取り扱い、歴史的な出来事の背景や因果関係を理解しやすく記述されています。本文の内容を補足する写真や史料が豊富で、思考・判断・表現のもととなる知識が多方面から網羅され、興味関心を喚起できる内容となっております。日本史分野と世界史分野の記述量にバランスがとれ、さらに日本と世界のつながりを重視しているため、全地球的な歴史を総合的に俯瞰できます。生徒が着眼点をもって本文を読めるように、節の冒頭や本文の途中に考察を促す問いを設けていることから、生徒自身の主体性を促す歴史的発想を芽生えさせることができます。

9番「政治・経済」実教出版は、最新の政治・経済の動向がコラム欄などにコンパクトにまとめられており、新しい情報が盛り込まれています。各項目が2ページ見開きで簡潔にまとめられ学習しやすい内容になっています。スライド教材も要点整理に的確に対応しており、生徒への学習理解に大いに役立ちます。

17ページを御覧ください。13番「数学基礎演習」数研出版は、現象や理論が捉えやすくなるように、適切に図や絵が配置されています。また、本文やコラムなどで、数学が実生活に活用されることが感じられる題材が取り上げられています。数学の基本的内容を理解できる分かりやすい文章であり、既習内容の復習をしながら基本的なことを地道に学ぶことができます。

16番「理科基礎科目」東京書籍は、見開き構成となっており、学びのポイントが分かるように、各節において問いから見通しを持って学習できる本文構成となっています。図や写真の質が高く、視覚的に生徒が容易に理解できます。また、基礎基本に徹底していながら、必要な箇所に「コラム」

や「発展」を設けており、授業の展開がしやすく、基礎的な知識を習得する生徒から進路を見据えた生徒まで対応できます。

22番「英語基礎演習」数研出版は、生徒が身近に感じられる題材や、見て分かりやすく、取り組みやすい構成で、「やってみよう」と思える工夫がされています。見開きに、聞く、話す活動が用意されており、4技能5領域が無理なく学べる構成になっています。中でも「話す」活動では、生徒が「話したくなる」題材になっており、それぞれの活動のゴールが達成できるように四つのステップで構成され、取り組みやすい工夫がされています。1, 2年次で英語コミュニケーションを履修した生徒が選択するため、難易度が少し高く、挑戦できる内容になっています。

18ページを御覧ください。25番「ビジネス法規」実教出版は、社会生活、経済生活を営む上でなぜ法が必要なのか、ほかの社会規範との違いは何かについて、易しい事例、解説を用いて記述しており、スムーズに授業に入っていきます。民法や商法が主な取り扱い分野であり、内容的に大学で学ぶ分野も多くあります。この教科書を通じて商業科で学ぶことに誇りを持てる科目であり、生徒にとっても教える立場の者にとっても理解しやすい記述となっています。

27番「原価計算」実教出版は、イラストや配色が効果的で、原価の意味と分類、原価計算の手続きなどの基本的な事項や費目別の原価計算、原価の部門別計算、製品別計算、製造業の製造活動、販売活動の計算・記帳、さらに経営管理のための原価情報の活用など、段階的に分かりやすく説明されています。また、経営活動自体を活性化させ、企業の効率化を目的とする経営管理のための原価情報の活用について丁寧に説明されています。

30番「プログラミング」実教出版は、プログラミング学習の目標の一つに挙げられる「プログラミング的思考」を身に付けるに当たり、プログラム言語のほかに、ハードウェアやソフトウェア、情報セキュリティに配慮して構成されており、情報システムの利用例やプログラムの作成手順等、初期段階の情報を適切な挿絵を用いて分かりやすく紹介しています。各単元においても実際のプログラム例や例題が配置され、段階を追って理解を深めることができ、実務において有意義な知識を得ることができます。

以上のことから、令和7年度、定時制の新設科目で使用を予定しております8冊の採択を希望するものです。

家庭科を除く、令和7年度使用を予定している全日制62点、定時制30点の教科書採択につきまして、御審議をお願いいたします。

松下教育長

この件について、質疑等はありませんか。

森田委員

英語の教科書を変更しようとするところの意図は、お話いただいた中で解釈すると、より発信力という自分で考えることを外に出す力、聞き取って自分の言葉で発信していくところに結構重きを置いている、そういう意図での変更でしょうか。

学校教育課指導主事

新学習指導要領によりまして、今までと違っているのはやっぱり話すというところで、話すと言いましてもそのやり取りであったりプレゼンでの発表であったり、そちらのほうにこれから身に付けたい力が必要となっていくところでの変更となっています。

森田委員

それを踏まえた上でこちらが適切ではないかということですね。分かりました。ありがとうございました。ということは高校でそういう力が必要だったら、中学校でもそういう芽を育てていく必要があるんだと改めて思いました。ありがとうございます。

西森委員

ビジネス法規の教科書の御説明を受けまして、定時制でも使うけれども普通科とかほかの定時制ではない全日制でも使うということでお聞きしております。本当に良い教科書で、とりあえず大学

の法学部へ入る子にこれを取りあえず1冊渡してもいいのではないかと思うぐらい良い教科書だと思って拝見したことです。先ほどの御説明だと商業科で学ぶ誇りとも思えるような授業だということでしたが、このすばらしい教科書を使って授業を受けられる生徒は何人ぐらいになりますか。何人ぐらいがこの教科書を使って勉強されますか。

松下教育長

定時制と全日制、合わせて何人ぐらいですか。

学校教育課指導主事

ビジネス法規ですが定時制のほうは4年生での履修ということで、4年生については令和7年度の定時制は5名です。全日制のほうではライセンスコースの選択科目として、56名が選択するようになっています。

西森委員

分かりました。こういうことが高校で学べるということが私としてはすごく羨ましいようなことだと思いますので、是非どうぞ引き続きよろしくをお願いします。

もう1点よろしいでしょうか。これもちょっと教科書に直接ということでもないのですが、このプログラミングマクロ言語という教科書は、全日制でも使われる、定時制でも使うということだと思います。到達目標と言うと変ですけど平たく言ったとき、どれぐらいのものかっていうときに、簡単なアプリを開発できるとかホームページが作れるとか、もっと高度な何かができるとかいろいろあると思いますけど、一応どのぐらいまでのことができるようになるようなイメージですか。

学校教育課指導主事

教科書にあるように簡単なプログラミングについて一通り身に付けられるというところで、プログラミングに関しては社会人になってからも必要であるのであれば、自分でどんどん開発や勉強していくことになるとと思いますが、その基本となる部分については一定教科書で押さえてほしいというところですか。あとはおっしゃられたように、ホームページを作成したりすることも、具体的な演習でその授業に限らず課題研究という分野で、プレゼンテーションで発信するというときにホームページも一つの手段となりますので、そういう場面でも活用することができるというところもあります。一定基礎的な部分については高校で学習してもらって、あとは自分で必要なものについて高めていってもらって、ベースを身に付けるというところが必要だと思っています。

西森委員。

語学でいうと基本的な文法は教える、スピーキングまでできるようになるかというところとちょっといろいろまた別の実地練習も必要になるんだろうけれども、基礎を教えるところまでというのが到達目標という感じですか。分かりました。

森田委員

定時制の数学基礎演習を今拝見していますけど、非常に中学生の学んだこととかがリンクしている、振り返って思い出したところがまた実は生活の中に使えることがたくさんあるという、イラストも多いですし、たこ焼きの値段を考えようとか非常に日常に根ざしていると思いました。文字もゆとりを持っているので取り組みやすく、私も良いのではないかと思います。感想です。

谷委員

政治経済の教科書を見させていただいていますが、時事問題なんかも非常に新しいものを取り扱っているし、なぜ選挙に行くのかとかいうナビもたいしたものだと思います。クローズアップ、いろんな現状といったところを読んで、現状を考えることができるような内容になっていると思います。自分が欲しいと思いました。とっても良いのではないのでしょうか。以上です。

松下教育長

野並委員いかがでしょうか

野並委員

ちょうどこの英語を見ていましたけど、ここに書かれているように切り込み方がすごく面白くて、これはバナナのことを書かれているんですけども、バナナの廃棄物である皮をどう利用していくかとかそういう切り口がすごく面白くてSDG s 云々ということが書かれています、そういうどう取り組んでいくかどう取り組んでいるのかということ英語で見せるという、単に英語の勉強だけではなくて、そういうSDG s の取組そのものもここで表している、非常に面白い表現だと思います。

松下教育長

構いませんでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。「家庭科以外の教科分野」に係る教科書の採択については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。

続きまして、家庭科分野の教科書採択に関する審議を行います。

森田委員は御退席いただきますようお願いします。

(森田委員退室)

松下教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

続きまして、家庭科の教科書採択について御説明させていただきます。

資料につきましては1番最後の19ページを御覧ください。

全日制、定時制ともに変更はなく、本年度と同じ教科書となっております。選定理由を御確認ください。以上、御審議をお願いいたします。

松下教育長

変わらないということですね。ほかの変わらない教科書と同じようにということだと思います。構いませんでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科の教科書採択については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第32号は、原案のとおり決しました。それでは、これ以後の議案審議につきまして森田委員にお戻りいただきます。

(森田委員入室)

松下教育長

日程第3 市教委第33号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書3ページ 市教委第33号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」御説明いたします。趣旨といたしましては、高知県教育委員会の令和7年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針を受け、その内容を参考にして、高知市の実態に応じて高知市立学校教職員人事異動内申方針を決定するものです。

資料1を御覧ください。資料1は、本日御提案いたします「令和7年4月1日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針(案)」でございます。本案につきましては、本年度のものから1点の変更を行いました。その箇所は下線で示しております。この1点につきましては、県の人事異動方針でも変更があり、その変更に合わせて本市も変更したものです。また、本案では、県の人事異動方針に変更があるものの、本市の内申方針では表記を変更しない箇所が3点ございます。本日はこの合計4点について、御説明いたします。なお、この変更等に係る説明は、資料2と資料3を基に行います。資料2は、「本市の人事異動内申方針の新旧対照表」となっており、右側が令和6年度、左側が今回御提案する令和7年度の内申方針でございます。資料3は「県の人事異動方針の新旧対照表」となっており、同様に、右側に令和6年度、左側に令和7年度の人事異動方針となっております。

まず、はじめに資料3を御覧いただきながら、県の人事異動方針における変更点について説明させていただきます。県の人事異動方針については、昨年度と比較し、大きな変更はないものの、文言の修正や追記が5点ございます。まず、1点目といたしましては、「基本方針」の「1」の項目にある、「学力や体力の向上」という文言が、「確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成を目指し」に変更されました。これは、令和6年3月に策定された第4期高知県教育振興基本計画に基づき、学力や体力についてより具体的に示したものです。次に2点目につきましては、「人事配置について」の「1」の項目において、「ハラスメントの防止」という文言が「ハラスメントを含む不祥事の防止」となるよう追記されました。これは直近の不祥事の多さから管理職に求める資質をより明確化し、不祥事全般の防止を強調するために追記されたものです。また、3点目としましては、同じく「人事配置について」の「1」の項目において、管理職の登用に係る内容が変更され、「女性や若手教職員の積極的な登用」という内容が追記されました。これは、全国的な動きでもある女性活躍推進法の趣旨や役職定年制の導入を踏まえ、能力や適性等に応じて、女性や若手教職員の管理職への登用を増やすよう努めることを追記したものです。4点目は、「人事配置について」の「3」の項目と「4」の項目の順番が入れ替わっております。これは、内容の整理を行う際、項目の「1」から「3」に職種に関わる内容を記載し、項目の「4」から「7」に教職員の年齢等の状況に関わる内容を記載したものです。最後に、5点目としましては、定年年齢の引上げや役職定年制の導入に伴い、「人事配置について」の「5」の項目が新たに追記されました。これは、定年年齢の引上げや管理職の役職定年制の導入に伴う教職員の退職の現状を踏まえ、60歳を超えて定年まで勤務する教職員の配置について、これまでのキャリアや経験等を踏まえ、柔軟な配置に努めることについて追記したとのことです。なお、「5」の項目の追記に伴い、その後の項目番号が変更になっていきます。以上が県の人事異動方針についての変更・追記でございます。

次に、市の内申方針の変更等につきまして、資料2及び資料3の両方を見ていただきながら説明いたします。変更点は1点ございます。変更点については、資料3、県の異動方針の「人事配置について」の「5」において、60歳を超えて定年年齢まで勤務する教職員についての内容が追記されたことを受け、資料2、市の内申方針においても「定年年齢の引上げ及び役職定年制の導入に伴い、60歳を超えて勤務をする教職員は、これまでのキャリアや経験、本人の希望等を踏まえ、適正かつ効果的な配置となるよう内申を行う。」という文言を追記いたしました。これは、定年年齢の引上

げや役職定年制の導入に伴って、60歳を超えて定年まで勤務する教職員が増加するとともに、短時間勤務職員に代表されるように、当該教職員の働き方が多様化する中においても、これまでのキャリアや経験をいかし、適正かつ効果的な配置が行われる内申となるよう追記したものでございます。

最後に、県の異動方針では追記が行われているものの、本市の内申方針においては変更しないこととした3点について説明いたします。

まず1点目は、資料3、県の異動方針における、「基本方針」の「1」の項目において、「学力や体力の向上」という文言が、「確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成を目指し」に変更されている部分についてでございます。この部分につきましては、本市においては、資料2の内申方針の「2 具体的要領」の(1)に同様の文言をこれまでも表記していることから、変更しないことといたしました。なお、県が示す「確かな学力」とは、「社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力」とされており、本市の教育大綱の基本目標Ⅲ「自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成」で示している「学力」と同様のものでございます。また、県が示す「健やかな体」とは「生涯にわたって、たくましく生き抜いていくための基礎となる体力」のことであり、さらに「豊かな心」とは「社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、自尊感情、夢や志、他者への思いやりや人権意識、規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性」のことでございます。これも高知市教育大綱の基本目標Ⅱ「思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成」で示している「豊かな心」「健やかな体」と同様のものでございます。

2点目は資料3、県の異動方針において、「人事配置について」の「1」の管理職に関する項目について、「ハラスメントの防止」の文言が、「ハラスメントを含む不祥事等の防止」という文言に変更されております。この部分についても、資料2の市の内申方針には反映しておりません。これは、本市といたしましてもハラスメントを含む不祥事は当然あってはならないと捉えておりますが、これらの内容は内申方針の2番具体的要領の(3)で書かれております「サービス管理の徹底及び非違行為の根絶」に含まれるものであると考えております。これまでも各学校においては、ハラスメントを含めた不祥事等の根絶に向けて、危機感をもって取り組んでおり、新たに追記して示す必要はないと判断いたしました。

最後の3点目は、資料3の県の異動方針の先ほどと同じ項目において、女性や若手教職員の管理職への積極的な登用に関わる内容が追記されておりますが、この部分についても、市の内申方針への反映は行わないものとしております。本市においては、これまでの内申においても、管理職としてふさわしいと判断できる優秀な人材について、性別や年齢を問わず内申を行っておりますので、改めて追記の必要はないと判断いたしました。

以上で説明を終了します。御審議よろしくお願いたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

この内申方針はいつの段階で策定されるものですか。というのは、この教育委員会で決定になったら確定ですかということの一つと、あとこれはいつまでという締め切りはあるのですか。県への提出期限というか。その辺をお伺いしたいと思います。例えば県としてはいつまでに内申方針がほしい、そうでないと人事の決定ができないとか配置ができないという話なんだろうと思うんですが、これはどういうスケジュール感なのかちょっとお伺いしたいです。

松下教育長

内申方針を県から求められることがありますか。

学校教育課人事班班長

基本的に内申方針を県から求められることは、これまでにございませぬ。県教委が人事異動を行うに当たっては、市町村教育委員会からの内申をもって行われるというふうに定められていますので、その内申を行うための方針を各市町村教育委員会が定めているという形になります。いつまでにといいるところでございませぬけれども、こちらについてはちょうどこのタイミングで県は各教職員に対して人事異動に係る調書を配付し回収をする形になります。当然のことながら教職員としましては、そういった県の異動方針、市の内申方針を基に自分の来年度の異動についての希望を人事異動調書に反映する形になっておりますので、基本的には県の異動調書が配付されるまでには内申方針は定めておいて、先生方が反映できるように示しておかないといけなぬものと考えています。

松下教育長

その用紙を配布する予定は。

学校教育課人事班班長

今の予定では、県からは9月2日、3日ごろに発出予定というところで動いているとのことですので、9月の2週目には異動調書が各教職員に配られる予定です。

松下教育長

もう一つ西森委員さんがおっしゃったのが、ここで決定したら決定か、そこはどうですか。

学校教育課人事班班長

教育委員会で議決をしていただいて決定という形を毎年取らせていただいております。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

今年初めてこういう質問させていただきました。なぜかというとな事故が起きたからです。今までも子供たちの安全を守るといいことは、内申があろうとなかろうと大前提で教職というところで奉職したときから大前提というところで、全ての教職員がその意識を持ってやってきたんだろうと考えておりますし、それがこの人事の内申方針というところでも、毎年この「危機管理能力」という言葉やこの「服務管理の徹底及び非違行為の根絶」、県においては、「不祥事の防止」とかいろんなところの文言でその趣旨が含まれているんだろうと思っておりますが、正直これが万全であったのかというところについて市民からは疑問を持たざるを得ない状況になっているということだと思っております。現在、検証委員会のほうでいろいろ検証されているところなので、まだ結果は出てませんが場合によってはそこで取り上げられたものを踏まえて、来年以降とか間に合うタイミングでよりもう少し深めた内容の内申方針を明記しないといけなぬのではないかと、特にやっぱりこういう大変なことがあったからにはそういう意識を持ってと思つて拝見しました。ここに書かれてる危機管理能力等とか組織マネジメント力とかこういったことの重さというのを、今一度よく捉えていただいて内申していただくということをお願いしたいと思います。

文言自体は今の段階で何か変えるべきではないか、今の段階で昨年と同じでいいのかってことをいろんな資料を見ながら考えましたけれど、言つてみたら不変の方針でありますので、今更変えるものでもないだろうと思つておりますから今年はこれでいいだろうと思つておりますが、より一層この点について、注意喚起していただきながらこの内申方針に沿っていただきたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

松下教育長

ありがとうございます。

谷委員

校長会で県と市、同時に示しますか。

学校教育課人事班班長

県のほうの人事異動方針については、ここ数年は8月の下旬に各市町村の教育委員会に通知をされています。それを受けて内申方針を決定するという形になりますので、必然的に9月の校長会で県の異動方針並びに市の内申方針を同時に示すという形になります。

谷委員

分かりました。

森田委員

高知県のほうで新しく人事配置については、若手教職員、女性の積極的な登用に努めるということで、高知市としてはそこまでは書かない。その理由として先ほどお伺いしましたが、年齢や性別については十分にこれまでも勘案してきたのでという話ではあるんですが、私がこの年間通してこうやって参加させていただいたときに、校長先生の数や教頭先生の数とか御退職になる先生とかやっぱり性差はあって、もちろんそれは高知県だけではなくて、ほかの県とか似たようなところでもあるんですけど、もう十分やっているので書かなくてもよいというふうに、もし私が理解したのであれば、ちょっとそうなのかしらという気もしました。高知県として具体的に女性、若手教員の積極的な登用と書いてあるので。高知市もこれでいくとすれば積極的に登用していく。なぜ登用しようと思っても結果としてその女性若手が少ないのか、そこには理由があるはずで、そこが聞けたら風通しの良い職場になるんじゃないのかと思います。私の意見になります。

松下教育長

何か言えることがありましたらお願いします。

学校教育課人事班班長

県費負担教職員の場合は、管理職については必ず審査を経て決定されるという形になります。つまり御本人が志願をしてくれないと管理職として登用されていかないということもありますけれども、課長から説明しましたとおり、方針については性別や年齢ではなくそもそも大事にしなければならないこと、学校経営をお任せすることができるかというところがございます。そういったことをポイントに置いているところがございます。また、もう1点具体的な数字としましては、例えば高知市立小中義務特別支援学校において女性校長の割合を見てもみますと、令和4年度が27.1パーセント。6年度は33.9パーセントになっておりまして、6.8ポイント上昇している状況です。ただこれが女性教頭の割合で見てもみますと、同じように令和4年度が35.7パーセント、6年度は55.7パーセントと20ポイント上昇しているという状況です。

森田委員

はい、ありがとうございます。

谷委員

教頭先生は校長よりも女性の率が多い、すごいですね。私が思うのに例えば、ここの場でいろんな委員を決めるなどありますが、あえてでもできるだけ多く女性を入れていかないといけないと思います。いろんな面で女性に入ってもらおうということはものすごく大事です。人事異動にもいろいろあるけれど特に管理職、校長を任せるということは、この人に任せていいのかという判断も大事だし、そのあたりがすごく難しいと言えれば難しいですよ。一方で、教頭先生がこれぐらい女性がいるということは、次は校長が増えていくことにつながると思うし市教委が意識してそれをやっていっていると思うので、あえて絶対に入れなければいけないということでもないと思います。

学校教育課人事班班長

もう少し補足をさせていただくと、教職員の男女比を見ていきますと中学校はそれほど変わらないです。女性のほうが若干多い状況です。これが小学校になりますと男性の倍が女性ということになるので、当然のことながら同じ割合で志願していくと女性が多くなるかなと思っております。志願をしていただく方も性別でいうと少し女性のほうが多いというそういう状況です。

松下教育長

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第33号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第33号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第502回高知市議会臨時会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

それでは、令和6年7月市議会臨時会に提出しました議案について御説明させていただきます。教育長の専決を受けまして、令和6年7月市議会臨時会に提出しました議案は、補正予算議案1件と条例議案2件でございます。

それでは予算議案について御説明いたします。

重大事案検証費、1,100万円の内容といたしましては、令和6年7月5日に高知市立長浜小学校の水泳授業において発生したプール事故についての調査、検証等を行うとともに、高知市立学校におけるプール事故の再発を防止するために必要な事項の検討を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、高知市教育委員会の附属機関として設置する高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会に係る委員報酬及び事務経費を補正するものです。財源は一般財源となりますが、財政調整基金を取り崩し対応いたします。資料の中ほどの「2 委員構成」を御覧ください。当該検証委員会委員の構成につきましては、プールの安全に関する専門家、体育授業に関する専門家、弁護士、医師、臨床心理士、大学教授など8名以内で構成し、事実関係の把握、発生原因の分析、再発防止策の検討などを行っていただくため、8回程度、会議を開催したいと考えています。予算上8名としておりますが、委員委嘱については先日の臨時会で御承認いただいたところです。「3 委員報酬」の表を御覧ください。委員の「会議出席」にかかる費用としましては、会議出席1回につき、20,100円を8名、8回分、1,287,000円を予算計上したものでございます。会議出席1回につき20,100円とした理由としましては、プール事故の調査、検証及び再発防止策を講じるためには高度な専門知識や経験が必要であり、弁護士、医師、臨床心理士等など、今回想定している構成メンバーと、類似の構成メンバーからなる「いじめ防止等対策委員会委員」の報酬を参考にしたものです。次に「調査活動」につきましては、現地調査などの必要な調査活動に従事したときの費用としまして、1時間につき、5,000円の8名、5時間分、200,000円を予算計上したものでございます。次に、「報告書執筆」につきましては、弁護士に報告書の執筆をしていただく想定をしており、関係団体における執筆等費用を参考として、1時間につき1万円、180時間を想定し、1,800,000円を予算計上したものです。これらの合計、委員報酬3,287,000円を予算計上するものでございます。

続きまして、「4 重大事案検証事業費」7,713,000円の内容としましては、検証委員会に係る事務経費を補正するものです。まず、「旅費」につきましては、委員の選定を全国から適任者を選定することとしておりますので、全国から8回程度会議に来ていただくための旅費等、6,164,000円になります。次に、「需用費」としましては、主として重大事案検証室において必要となる事務用消耗品費100,000円と検証委員会が作成する報告書の印刷製本費1,094,000円。「役務費」としまして、委員等へ書類を郵送する郵送料と、遺族からの着信について、重大事案検証室の電話が話中によりつながらないなどの事態を回避するために携帯電話を1台構えまして、遺族専用の電話とする、その電話料98,000円。「使用料及び賃借料」としましては、検証委員会の会議を行うための会場使用料と、重大事案検証室で使用するコピー機賃借料257,000円。これらの合計で、7,713,000円としております。

続きまして、予算外議案のその他議案について御説明申し上げます。(1)市第102号「高知市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例議案」でございます。内容といたしましては、令和6年7月5日に高知市立長浜小学校の水泳授業において発生したプール事故についての調査、検証等を行うとともに、高知市立学校におけるプール事故の再発を防止するために必要な事項の検討を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、第三者による検証委員会を設置するに当たり、検証委員会委員の報酬を定めるため条例に追加をするものでございます。先ほども御説明いたしましたが、当該委員の報酬につきましては、プール事故の調査、検証及び再発防止策を講じるために、高度な専門知識や経験が必要と考えておりますことから、専門知識及び経験が求められる重大事案を扱っており、弁護士、医師、臨床心理士等など、今回想定している構成メンバーと、類似の構成メンバーからなる「いじめ防止等対策委員会委員」の報酬を参考にしたものです。また、当該委員が事故原因の分析や再発防止策を講じるため、現地調査などの必要な調査活動に従事したときの費用についても、本市における重大事案を取り扱う、「いじめ防止等対策委員会委員」が活動を行ったときの報酬額を参考に設定しております。「報告書執筆」につきましては、弁護士に報告書の執筆をしていただく想定をしており、関係団体における執筆等費用を参考といたしました。

次に、市第103号「高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会条例制定議案」でございます。内容といたしましては、先ほどの「高知市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例議案」でも御説明させていただきましたので重複いたしますが、令和6年7月5日に高知市立長浜小学校の水泳授業において発生したプール事故についての調査、検証、再発防止策を講じるために必要な事項の検討をするため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、第三者による事故検証委員会を設置することについて条例を制定するものでございます。当該検証委員会は条例第2条に規定しておりますとおり、事実関係の把握、発生原因の分析、再発防止策の検討などを行うものいたします。委員の構成は条例第3条で8名以内としておりますが、現状としましては、先週の臨時会でお諮りしましたように、7名となっております。

市議会臨時会への議案に関する説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

確認ですが、予算議案でいただいた「4 重大事案検証事業費」の旅費の6,000,000円ぐらい旅費で8回会合があるわけなので、1回に700,000円か800,000円ぐらいが必要だということでしょうか。そのぐらいかかるということですか。

植田次長

こちらの旅費につきましては、委員さんのこちらに来ていただくための費用弁償と事務局職員が委員さんの説明に行くときの旅費となります。委員さんに来ていただく費用弁償のほうは、この時点ではどちらの方になっていただくか決まっておりましたので、東京にいらっしゃる方4名、大阪にいらっしゃる方4名ということで、それぞれ8回の旅費と私ども事務局のほうの説明に行くために、東京に一泊二日2名、大阪に一泊二日2名ということで、合計6,160,000円で計上させていただきます。

森田委員

分かりました。

松下教育長

実際に県外からおいでいただいている委員の方は何人ですか

植田次長

新潟が1名、東京が1名、徳島が1名、この3人です。

松下教育長

構いませんでしょうか。

次に、「令和6年7月市議会臨時会質疑概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

お手元にお配りしております「令和6年7月市議会臨時会 質疑概要」と書かれた資料をご覧ください。7月市議会臨時会は、同月の長浜小学校の水泳授業における水難事故に関し、第三者による検証委員会を立ち上げることに係る費用や関係条例の審議のため、7月30日と31日に行われました。このうち30日に行われました質疑では、2名の議員から全部で10問の質疑がありました。資料にございますように、「市長と教育長との協議」「教育長の覚悟」「市教委による事実確認の中での、教職員の個人的な責任追及の回避」「検証委員会の検証範囲」「議会常任委員会への報告」「高知市立学校プールのあり方に関する答申書を受けた意思決定」「子どもの意向・権利の尊重」「諮問項目」「検証委員会への情報提供」「支援担当者」といった質疑がございました。

概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

3番の教職員の個人的な責任を追及することは避けるべきだという御意見に対して、市長さんほどのように応答されたのが1点です。それから6番の在り方検討委員会答申書に沿った対応とする意思決定については、一旦わきに置いて、ゼロベースで検討する必要がある、ということでこの御質問もよく分からないですけれども、いずれにしても市長さんがどのように応答されたのか教えていただけますでしょうか。

松下教育長

構いませんでしょうか。お願いします。

植田次長

まず3番の岡崎豊議員の質問ですけれども、検証委員会が行います調査は、文科省が定めております学校事故対応に関する指針に基づいて進めておりますが、この指針におきまして、調査自体は民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないと明記しておりますということを答弁するとともに、検証委員会の設置目的を達成するためには、教職員関係者への聞き取り調査は避けて通れないというところではありますが、その調査対象者の心のケアに十分配慮して丁寧に調査を進めていくということで答弁をしています。

次に6番の迫議員のほうにつきましては、令和5年度にいただいた、高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書、そちらのほうには、学校におけるプール授業の安全性等については深く踏み込んでいない構成となっているということでございまして、今回検証委員会の検証結果に基づきまして、プール授業の安全性等に関する指針については、教育委員会が新たに作ることになるものと認識しているという答弁をしました。

西森委員

少し分かった感じがいたしました。ありがとうございます。

3番について質問したのは、この部分は触れないみたいな感じが、間違った捉え方をすると結局全容解明はできなくなると思っておりますので、それが結果的に民事上、刑事上、責任につながるような事実認定になるとしても、その部分は事実認定できませんでしたとか調査から外しましたというのはあるべきではないというふうに思ったものですから。事実は事実として、徹底的に調査して明らかにしていただいて、そこに対する法令適用とかどの機関がそれを処理するかそれは警察がやるのかとかは他の機関に委ねたらいいという意味合いで捉えさせていただきます。市長もそのような答弁されたというふうに認識をいたしました。

それから在り方検討委員会の昨年報告いただいたばかりの答申書でございまして、やっぱり今回のことがあって私も見直しをしましたけれども、安全性について全く検討されていないわけではなかったとは思っていますが、本件についての想定があったかと言われると、ちょっと私は読み取り

きれなかったというようなどころに関して、沿った対応とするという意味決定というのは、主に安全管理に関する部分のもので、それはゼロベースでもう1回きちっとやり直してほしいという、そんな意味合いでございましょうか。

植田次長

はい。

西森委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

ありがとうございます。

野並委員

すみません、7番に対してはどのようなお答えをされましたか。

竹内次長

こちらにつきましては、学習指導要領の内容を引用しまして、その体育ということに関して言うと、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するというふうに示されております。そのために、児童生徒に水に親しむ喜びを味わわせる、発達段階に応じた水泳授業が必要ではないかということをお答えさせていただいております。

なお、諮問につきましては教育委員会のほうで行っていきますが、全ての子供たちが水泳授業に参加できるように安全な環境を整え、全ての子供たちに水泳授業を提供することは大切であると認識しているということも併せてお答えさせていただきました。

野並委員

ありがとうございました。

谷委員

最後の10番のところの「保護者の心情を理解し中立な立場で事故に係る対応を支援する支援担当者を置くことが明記されています。どのような対応を検討されてきたのか。」これにはどんなふうに答えましたか。

植田次長

支援担当者につきましては、先ほど申し上げました文科省の指針のほうにも支援担当者を置くということが載っておりまして、その役割といたしましては、児童生徒等の保護者と学校では立場が異なることを理解した上で、中立的な視点で双方の話を丁寧に聞き情報を整理する、必要に応じ、対応に関する相談にかかる支援の役割を有する、そういったことが書かれております。今回教育委員会のほうの検証委員会の中に支援担当者を置いておりますので、完全な中立ということは言えないかもしれませんが、保護者の方に常に寄り添う気持ちを持って接してまいりますということをお答えさせてもらっています。以上です。

谷委員

支援担当者という立場の役割の人を作るのですか。

植田次長

特に辞令ということではないですが、担当という意味合いで、一人の窓口の職員が保護者とお話をさせていただくというところでございます。

松下教育長

先日西森委員からおっしゃっていただいた、例えば私ではない、中立的な方をということでやっています。

構いませんでしょうか。

次に、「令和6年度全国学力・学習状況調査結果について」、事務局からの説明をお願いします。
はい。

学校教育課学力向上指導監

令和6年度全国学力・学習状況調査結果について、概要を説明させていただきます。それでは、お手元の資料の1ページを御覧ください。これは平成19年度の全国学力・学習状況調査から今年度までの高知市平均と全国平均正答率との差の推移を経年で表したものです。小学校については、今年度、国語・算数ともに全国平均と同程度の結果となり、平成19年度の調査開始以来の経年での変化を捉えると全国平均と同程度の層に位置付いていると言えます。今年度、国語は全国平均より0.1ポイント上回っており、前年度比マイナス2.0ポイントの結果となりました。算数は全国平均より0.4ポイント下回っており、前年度比マイナス2.8ポイントの結果となりました。

中学校については、今年度、国語・数学ともに全国平均に届いておりません。調査開始以来の経年での変化を捉えると改善傾向ではありますが、依然として課題が残ると言えます。ここ最近の2年間では、全国平均とマイナス5.0ポイント以内の層に位置付いていると言えます。今年度、国語は、前年度比マイナス1.0ポイント、数学は、前年度比マイナス0.2ポイントとなり、両教科ともに全国平均より4.9ポイント下回る結果となりました。

資料の2ページを御覧ください。この資料では、先ほど報告した各教科の正答率とともに、全国平均正答率を100としたときの高知市平均正答率の割合を全国平均正答率比と示しております。また、高知県平均正答率を100としたときの高知市平均正答率の割合を県平均正答率比と示しております。各教科の全国平均正答率比は、小学校国語100、小学校算数99、中学校国語92、中学校数学91という結果となりました。

資料3ページを御覧ください。ここでは、校種別教科別の正答数分布を四層に分けて学力分析をかけ、特にD層の割合を全国と比較して全国比で示したものです。資料の真ん中にある紫色の矢印は令和3年と令和6年をつなぐ矢印ですが、今年度の中学校第3学年の生徒が小学校第6学年のときの調査結果を同一集団とみなして比較し、D層の割合の変化を示したものです。令和3年と令和6年の同一集団で比較すると、両教科とも令和3年小学校のD層の全国比の値より令和6年の中学校のD層の全国比の値が高く課題と言えます。結果の概要の説明につきましては、以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

英語は何年かに1回ですか。

学校教育課学力向上指導監

はい、原則3年1回です。

森田委員

今の段階で高知市として年に1回何か測る、そんなことは特にしていませんか。

学校教育課学力向上指導監

中学校1・2年生と小学校の4年生5年生で高知県学力状況調査というのがありますが、英語に関しましては、中学校の1年生2年生について12月の上旬に学力調査をしています。

森田委員

3年生はどうなんですか。

学校教育課学力向上指導監

行っていません。

森田委員

先ほどの教科書の話でそれこそスピーキングという話で言うと、中学のときの学力も大事なんですけど、ちょっと思ったのがやはり現状を知るといことはとても大事なことで、英語は3年に1回ということなんですけど、英語もやはりそういう到達度とかを同じように、何か測っていくものが、必要なんじゃないかと、そういう制度があればそれを活用しながら、指標は違うかもしれないけど

ども同じように英語もその現状知っていくということをその柱に置く必要はあるのではないかと
思いました。ここはもう算数と国語と数学の議論ですけど、ちょっと思った次第です。

松下教育長

ありがとうございます。

谷委員

前は何位と出していたけどそれはもうやめましたか。

学校教育課学力向上指導監

順位につきましては、教育委員会として付けるということはないんですけども、報道等で順位を
付けたりされています。また、市が何位というのではなくて、県が何位というものになります。

西森委員

毎年申し上げているのは、一喜一憂すべきじゃないというのは思っているんですけど、ただ、や
っぱり分析はそれなりにしないといけないと思っていまして、これについてはどういう分析をして、
何かまとまったものは報告いただけるんですか。

学校教育課学力向上指導監

7月末にデータが国のほうからきまして、学力向上推進室のほうで主に分析を行っております。
このような内容等をまとめまして、教科の分析も詳細に分析し、詳細な分析のものとはな
っておりませんが、県市連携会議で資料として提出させていただいております。これからは県と市の学
力向上運営委員会が月に1回程度行っておりますので、そちらのほうでお互いの状況を出し合いな
がら教科の詳細な分析について行い、連携しながら話し合いをしております。教科については、指
導主事会というのがありますので県市の指導主事会等でも分析をしています。

西森委員

これだけだと逆にいろんな仮説が立ちうる状態かなと思っております。まず、若干ショッキングだ
ったのが小学校の算数・国語は、全国平均より上であるという認識をずっとしてきておりました。
これが今年、顕著に下がったというふうにやっぱり言わざるを得ないので、なぜだろうというふう
に率直に思うわけです。全体的に点数の表記がなくて平均との差みたいになってるので、
よく分かりませんが、実は正答数とか点数は上がっていつているんだけど、上が伸びたので相対
的に差がついたというレベルのことなのかとか、全体的に点数が下がっているとしたら問題自体の
難易度が上がっているのではないかと、点数を見るとそういった分析も可能になりますでしょ
うし、あと問題が仮に難しくなったとしたら、今やっている教育、特に大きな変化としては令和2年
以降かと思いますが、GIGAスクールの対応とかがやっぱり県ごとに多少ばらつきがあったのか
とか、問題の傾向が変わった可能性があったりGIGAスクールの対応が違っていたり、あるいは
実は点数自体は上がっていて正答率自体はそんなに悪くなっていない平均で負けているだけじゃ
ないかなど、いろんな推測がこの分析からだとしてしまう状態にあります。ですので、恐らくそ
ういったことを今後分析されて、的確なところを捉えられるのだろうというふうに思った次第です。

平均で負けていると言ってもそれが顕著にまずいことなのかどうなのかというのはあると思
います。周りが良くなったから置いていかれたというレベルのことも中にはありますでしょうし、
そういうことを思ったりするわけです。それと高知県でよく言われていたのが、中学受験が非常に
盛んなところであるから小学校はある程度成績がいいということは、まことしやかに言われてきた
ところがあるかと思っております。実際、公立以外の中学校に通っている子供の比率は、東京に次い
で2位ぐらいだったと、何年か前にそうだったと認識していますので、良いかどうか分からず、民
間教育機関がかなり頑張ってくれていたということだとしたときに、この数字というのは、今まで
の認識を若干裏切るものでもあるわけで、ひょっとしたら中学受験者の数が明らかに年々減って
いるというということに関係するかもしれないかというわけで、いろんなことがあり得る、
それが全て良いことなのか悪いことなのかということは直ちに結び付けがたいところがあると思

いますけれど、ただこれを見る限りだと本当にいろんな推測が成り立つので、そのあたりを的確にぜひ御検証いただいて、また教えていただければと思うのが1点です。

それから中学校に関して見るとどうなのでしょう。数学維持してますという見方ができなくもない。小学校はがっかり下がっていたのがむしろショックで安定すればいいなと思っていて、中学校は別にほめた数字ではないかもしれませんが、全体で見ると手堅く推移してる。だからできればこれを維持して持ち上げていきたいですねということかなと思ったりしています。楽観的に見過ぎでしょうか。私は中学校に関しては悪くないというような目で見ているというところでございます。

松下教育長

とってもうれしい言葉をありがとうございます。

一つだけ言わせてもらおうとしたら、この状態からこういう右肩上がりの状態、でこぼこがあるにしても、昨年よりは低いわけだけどころいう形で維持ができていているというのは、やっぱり校長先生方に評価をしないといけないと思っています。

それからもう一つ言わせてもらおうと、小学校の場合は3ページの四層分析の中で、赤のD層が小学校国語であれば全国比91, 96, 92と少なかったところが今年102になった。小学校算数は102, ここは良くなかったけれど、85, 89が106になった。ここはやっぱり授業がしっかりと分かっていない層がもし増えているのであれば、それは校長先生に伝えないといけないと思っております。平均点ではなくて、こういう私たちの授業が子供たちにどういうふうに、染み入っているのかという分析、先ほど西森委員さんにおっしゃっていただいたようにどういう分析をするのかにかかっている、学校に対して何を求めるのかということにかかっていると思っています。

西森委員

くどくなりますが教育長がおっしゃってくださったとおりで、やっぱりD層というのは学校にいて楽しさいっぱいというわけにはいかないだろうと思います。どんなに友達と楽しくて部活が楽しかったとしても、やっぱり心に抱えているものはあるだろうなという気がしていて、そういう意味ではBだったらいいだろうし、せめてC層に入っていたらもうちょっと学校が楽しいという気もするので、D層の子たちは是非減らしてあげたいなということは思います。それが全体の平均が押し上がることにもなるんでしょうけど、そっちというよりはD層の手立てを十分にということを使うと、今度は中間層が取り残されるとか、どこの層に着目するのか難しいと思うんですけども、この層を少しでも学校を楽しく過ごしてもらえようとしてあげれるようにと、保護者の立場から思いました。

松下教育長

よろしいでしょうか。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時

署 名

教育長

3番委員
